

福岡市博多区整形外科火災について

住宅局建築指導課

平成25年10月15日

1. 火災の概要（総務省消防庁による）

発生日時：平成25年10月11日（金） 覚知2時22分

発生場所：福岡県福岡市博多区住吉5丁目29-13

被害者：死者 10人

負傷者 5人（重症4人、中等症1人）

火災概要：焼損面積 415㎡

火災原因（確認中）

平成25年10月11日（金） 3時39分鎮圧、4時56分鎮火

2. 建物の概要（総務省消防庁、福岡市による）

構造：RC造・耐火構造（一部S造・準耐火構造）

階数：地上4階、地下1階建て

用途：複合用途（診療所併用住宅）

※1、2階は診療所、3階が住宅、4階は実態として寮として使用。

建築面積：203.59㎡

延べ面積：約720㎡程度

〔昭和48年建築確認時以降の増築部分（約50㎡）があるため面積は概数〕

※定期報告の対象外

3. 建築経過（福岡市による）

昭和44年7月8日 建築確認（新築）

・鉄骨造3階建て建築物 診療所兼居宅、延べ面積293.74㎡

昭和48年7月12日 建築確認（増築）

・鉄筋コンクリート造（地上4階、地下1階）診療所併用住宅、

延べ面積366.49㎡

※昭和48年の増築後、さらに無届で増築された部分（1、3、4階で計約50㎡）があることが確認された。増築時期について、1階部分は2、3年程前であり、3、4階部分については不明。

4. 防火戸の状況

- ・1、2階は温度ヒューズ式防火戸及び熱又は煙感知式（どちらかは不明）の防火戸が設置され、3、4階は常時閉鎖防火戸が設置されているが、1、2階及び4階は閉鎖されなかったと考えられる。3階は不明。
- ・4階部分は扉をヒモで縛り、閉まらないようにされていた。
- ・1階及び2階部分は温度ヒューズ式で全てヒューズが溶けていたが扉は閉鎖していなかった。

5. 建築基準法令違反関係

- ・無届による増築
- ・増築（無届によるもの）に伴い煙感知方式に改修すべき防火戸の感知装置を温度ヒューズ式等のままに放置
- ・吹抜部分（無届で増築された部分）の防火区画の不備

- ・ 1階の無届による増築部分及び増築により生じた無窓の居室（2階診察室、3階居室）における排煙設備の未設置
- ・ 非常用照明の未設置（1階通路、2階厨房）

#### 6. 国土交通省の対応

- ・ 福岡市に対し、火災の状況等について情報収集を実施。
- ・ 本省職員及び九州地方整備局職員は福岡市とともに10月11日（金）及び12日（土）に現地調査を実施。